



Japan Boxing Commission

Tokyo Dome 1-3-61 Bunkyo-ku, Tokyo, Japan

Tel: 813-3816-5761 Fax: 813-3816-5761

2025年5月20日

告示

処分対象者 トーレス・マルティネス・健文
ライセンス種別 ボクサー
ライセンス番号 35805

1 処分内容

処分対象者は、JBCルール第97条に反したと認められることから、制裁規程第2条第1項第5号に基づき、6か月間のライセンス停止処分（ただし、終期は2024年12月21日に予定していた試合を自粛したことを踏まえ、2025年6月20日まで）とする。

2 処分対象事実

2024年11月18日、WBCクリーンボクシングプログラム（WBC CBP）が実施した検査において、処分対象者の尿中からトラセミド（利尿剤）が検出された。

3 処分理由

- (1) JBCルール第97条は、リングにおける自らの能力を増強若しくは減衰させる物質の摂取を禁止している。
- (2) トラセミドは利尿剤であって、パフォーマンス向上効果を有する物質ではないが、そのような効果を有する禁止物質の検出を妨げる可能性があることから、VADAの禁止物質リストに掲載され、摂取が禁じられている。
- (3) 処分対象者は、ライセンス再取得後1年も経たずに今回の行為が発生したことを踏まえると、軽視することはできない。他方、処分対象者はトラセミド（利尿剤）がパフォーマンス向上効果を有する物質ではないことから禁止物質であるとの認識を有しないまま摂取したほか、WBCとの裁定合意に署名した上で罰金も支払済みであり、手続にも全面的に協力し

ていることも踏まえると、一定期間のライセンス停止が相当であると考えられる。

- (4) よって、制裁規程第2条第1項第5号に基づき、処分対象者を、処分対象事実発生後に出場が中止された2024年12月21日の試合から6カ月間（2025年6月20日まで）のライセンス停止に処する。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション